

定期（財務）監査・行政監査及び定期（工事）監査の結果を公表しました

川崎市監査委員が令和5年度第2回定期（財務）監査・行政監査及び定期（工事）監査の結果を本日付で公表しましたので、お知らせします。

1 監査の対象

（1）第2回定期（財務）監査・行政監査

建設緑政局、区役所及び上下水道局

（2）第2回定期（工事）監査

上下水道局

2 監査の範囲

（1）第2回定期（財務）監査・行政監査

令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに各種団体の会計業務に関する事務等の執行

（2）第2回定期（工事）監査

令和3年度及び令和4年度に完了した工事及び設計等業務委託
対象件数537件、抽出件数50件

3 監査の期間

（1）第2回定期（財務）監査・行政監査

令和5年12月1日から令和6年3月1日まで

（2）第2回定期（工事）監査

令和5年10月2日から令和6年3月1日まで

4 公表日

令和6年3月25日（月）

問合せ先

○行政監査について

川崎市監査事務局行政監査課 藤村
電話 044-200-3437

○定期（財務）監査について

川崎市監査事務局財務監査課 萩原
電話 044-200-3443

○定期（工事）監査について

川崎市監査事務局財務監査課 高橋
電話 044-200-3449

5 第2回定期（財務）監査・行政監査の結果

（1）定期（財務）監査

事務の一部に次のとおり改善を要する事項があった。

監査の種類	指摘事項	軽易な指摘事項	合計
定期（財務）監査	14件	11件	25件

（指摘の概要）

指摘事項	概要	対象局	公表文ページ
ア 行政財産の貸付けに附帯する光熱水費の算定を適正に行うべきもの	飲料自動販売機の電気料について、過年度の算定基準に基づき算定したため、過小に請求していた事例	川崎区役所	P 2
イ 固定資産の使用料の算定を適正に行うべきもの	(ア) 誤った路線価を用いて算定していた事例 (イ) 管路用地について、要綱で定める割合を乗じて算定していなかった事例	上下水道局	P 3
ウ 戻入手続を適正に行うべきもの	過渡しとなった生活保護扶助費について、戻入納付書を納入に送付しておらず、返納させていなかった事例	幸区役所	P 3
エ 徴収手続を適正に行うべきもの	道路占用料等について、条例等に定める期限内に納付させていなかった事例	建設緑政局 中原区役所	P 4
オ 公園内行為許可に係る手続を適正に行うべきもの	(ア) 使用料について、許可の際徴収しておらず、使用後に納付させていた事例 (イ) 使用料について、許可の際徴収しておらず、未納となっていた事例	中原区役所	P 5
カ 督促手続を適正に行うべきもの	道路占用料等について、督促状を発していなかった事例	建設緑政局 中原区役所 高津区役所 麻生区役所	P 5
キ 延滞料の徴収手続を適正に行うべきもの	市有財産の貸付について、納入期限までに貸付料を支払わないときに生じる延滞料を徴収していなかった事例	建設緑政局	P 6
ク 不納欠損処分の手続を適正に行うべきもの	公園使用料等の滞納債権について、不能欠損処分の手続を行っていなかった事例	川崎区役所 中原区役所 高津区役所	P 6
ケ 予算執行伺の手続を適正に行うべきもの	日付を遡って処理していた事例	建設緑政局	P 7
コ 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの	(ア) 一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例 (イ) 定められた金額を超える物品の調達について、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例	建設緑政局 多摩区役所 川崎区役所	P 7

指摘事項	概要	対象局	公表文 ページ
サ 前渡金に係る事務を適正に行うべきもの	(ア) 令和4年度に前渡金を受領していたものの、債権者へ支払いが行われていなかった事例 (イ) 令和4年度の前渡金について、精算書が作成されていなかった事例	川崎区役所	P 8
シ 産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行うべきもの	法令で定める条項が含まれ、かつ、書面も添付されていたものの、請書によって事務処理を行い、本来作成すべきであった契約書を作成していなかった事例	多摩区役所	P 8
ス 再委託に係る事務を適正に行うべきもの	(ア) 受注者が市の承諾を受けずに業務の一部を再委託していた事例	麻生区役所	P 9
	(イ) 再委託に係る申請が口頭により行われ、承諾していた事例	幸区役所	
セ 再契約に係る事務を適正に行うべきもの	賃貸借契約について、受注者に再契約等承認申請書を提出させていなかった事例	上下水道局	P 9
ソ その他改善を要するもの〔軽易な指摘事項〕		対象局	公表文 ページ
(ア)	補助金の支給手続を適正に行うべきもの	上下水道局	P 1 0
(イ)	支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの	川崎区役所 幸区役所 多摩区役所	P 1 0
(ウ)	再委託に係る承諾手続を適正に行うべきもの	建設緑政局 川崎区役所 高津区役所 宮前区役所 上下水道局	P 1 0
(エ)	賃貸借契約に係る事務を適正に行うべきもの	上下水道局	P 1 1
(オ)	検査確認書の作成を適正に行うべきもの	川崎区役所	P 1 1
(カ)	固定資産の管理を適正に行うべきもの	上下水道局	P 1 1
(キ)	備品の管理を適正に行うべきもの	建設緑政局 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所 上下水道局	P 1 1
(ク)	消耗品の管理を適正に行うべきもの	建設緑政局 川崎区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所	P 1 2

ソ その他改善を要するもの〔軽易な指摘事項〕		対象局	公表文 ページ
(ケ)	材料品の管理を適正に行うべきもの	建設緑政局 川崎区役所 中原区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所	P 1 3
(コ)	現金の管理を適正に行うべきもの	幸区役所	P 1 3
(サ)	金銭取扱印の管理を適正に行うべきもの	宮前区役所	P 1 3

(2) 行政監査

ア 各種団体の会計業務に関する事務

適正に執行されているものと認められた。

イ 情報管理に関する事務

事務の一部に次のとおり改善を要する事項があった。

監査の種類	指摘事項
行政監査	6件

(指摘の概要)

指摘事項	概要	対象局	公表文 ページ
(ア) 契約書又は協定書に 個人情報の取扱いに 関する情報セキュリ ティ特記事項を添付 すべきもの	契約書又は協定書に特記事項が添付されていなかった事例	建設緑政局 川崎区役所 多摩区役所 麻生区役所 上下水道局	P 1 4
(イ) 個人情報を取り扱う 業務の再委託に係る 事務を適正に行うべ きもの	委託先又は指定管理者が再委託をするに当たり、事前に市の書面による許諾がなされていなかった事例	建設緑政局 上下水道局	P 1 5
(ウ) 機密保持等に関する 事務を適正に行うべ きもの	機密性区分Ⅰの情報を取り扱う委託業務又は指定管理業務について、誓約書を提出させていなかった事例	建設緑政局 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所 上下水道局	P 1 6
(エ) 情報の貸与に関する 事務を適正に行うべ きもの	委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する委託業務について、受渡票等の書類が用いられていなかった事例	建設緑政局 幸区役所 麻生区役所 上下水道局	P 1 7

指摘事項	概要	対象局	公表文ページ
(オ) 情報資産の管理に係る自己点検を実施すべきもの	情報セキュリティ対策点検表による自己点検が未実施であった事例	幸区役所 多摩区役所 上下水道局	P 1 8
(カ) 情報セキュリティ対策点検表を適正に作成すべきもの	情報セキュリティ対策点検表は作成されていたものの、実態とは異なる内容が記載されていた事例	建設緑政局 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 多摩区役所 麻生区役所 上下水道局	P 1 9

6 第2回定期（工事）監査の結果

工事の一部に次のとおり改善を要する事項があった。

監査の種類	指摘事項	軽易な指摘事項	合計
定期（工事）監査	6件	4件	10件

（指摘の概要）

指摘事項	概要	対象局	公表文ページ
(1) 掘削時の安全に関する指導を適切に行うべきもの	深さが1.5メートルを超える掘削工事において、土留工による安全対策を施していなかった事例	上下水道局	P 3 7
(2) 建設発生土処分に関する設計変更の協議を適切に行うべきもの	建設発生土の処分について、設計変更の協議が行われていなかった事例	上下水道局	P 3 8
(3) 共同企業体に係る書類の確認を適切に行うべきもの	共同企業体はその構成員を下請負人としていた事例	上下水道局	P 3 9
(4) 火気使用時の火災予防措置に関する指導を適切に行うべきもの	溶接等作業時に不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除去が行われていなかった事例	上下水道局	P 3 9
(5) 土砂等運搬における過積載防止に関する指導を適切に行うべきもの	汚染土壌を搬出するダンプカーにおいて、過積載が認められた事例	上下水道局	P 4 0
(6) マンホール内作業における酸素欠乏症等の防止に関する指導を適切に行うべきもの	酸素欠乏危険場所での作業において、酸素及び硫化水素の濃度測定の実績がなく、換気を実施したことも確認できなかった事例	上下水道局	P 4 1

(7) その他改善を要するもの〔軽易な指摘事項〕		対象局	公表文 ページ
ア	設計変更時の積算及び請負金額の決定を経済性の観点から行うべきもの	上下水道局	P 4 2
イ	騒音規制法に係る請負者への指導を適切に行うべきもの	上下水道局	P 4 2
ウ	掘削時の安全に関する指導を適切に行うべきもの	上下水道局	P 4 2
エ	設計変更の金額を適正に算出すべきもの	上下水道局	P 4 2

※第2回定期(財務)監査・行政監査結果の公表文は、次の川崎市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/920/page/0000045479.html>

※第2回定期(工事)監査結果の公表文は、次の川崎市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/920/page/0000045490.html>